

徳島県規則第七号

徳島県立総合看護学校管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立総合看護学校管理規則等の一部を改正する規則

(徳島県立総合看護学校管理規則の一部改正)

第一条 徳島県立総合看護学校管理規則(平成二十二年徳島県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表その一の専門分野の項中「十」を「一〇」に改め、同その一の備考に後段として次のように加える。

この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

別表その二を次のように改める。

その二 第二看護学科の教育の内容

基礎分野	教 育 内 容	単 位 数
専門基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	八
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度	一〇 四
専門分野	基礎看護学 地域・在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 看護の統合と実践 臨地実習 基礎看護学 地域・在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学	六 五 三 三 三 三 三 三 二 二 四 二

合 計	母性看護学	二
	精神看護学	二
	看護の統合と実践	二
六九		

備考 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

(徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則(令和四年徳島県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「適用する」を「適用し、これらの者以外の第一看護学科又は准看護学科の学生に係る教育の内容については、なお従前の例による」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則附則第二項の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(経過措置)

3 第一条の規定による改正後の徳島県立総合看護学校管理規則別表その二(備考を除く。)の規定は、令和五年度以後に第二看護学科に入学する者及び令和四年度以前に第二看護学科に入学した者で令和五年度以後に第二看護学科に入学する者の最短修業年限における相当学年に在学することとなるものに係る教育の内容について適用し、これらの者以外の第二看護学科の学生に係る教育の内容については、なお従前の例による。